

広島県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
水野デンタルクリニック	呉市宮原七丁目二番一三号	平成二十三年三月一日
津部田薬局	尾道市向島町一四七六三番地三	平成二十三年三月一日
有限会社ひよこ薬局	江田島市大柿町柿浦二〇五六番地五	平成二十三年二月一日